

第8章 国民の協力、権利、義務等（その1）

1 我が国の国民保護の枠組みの特色

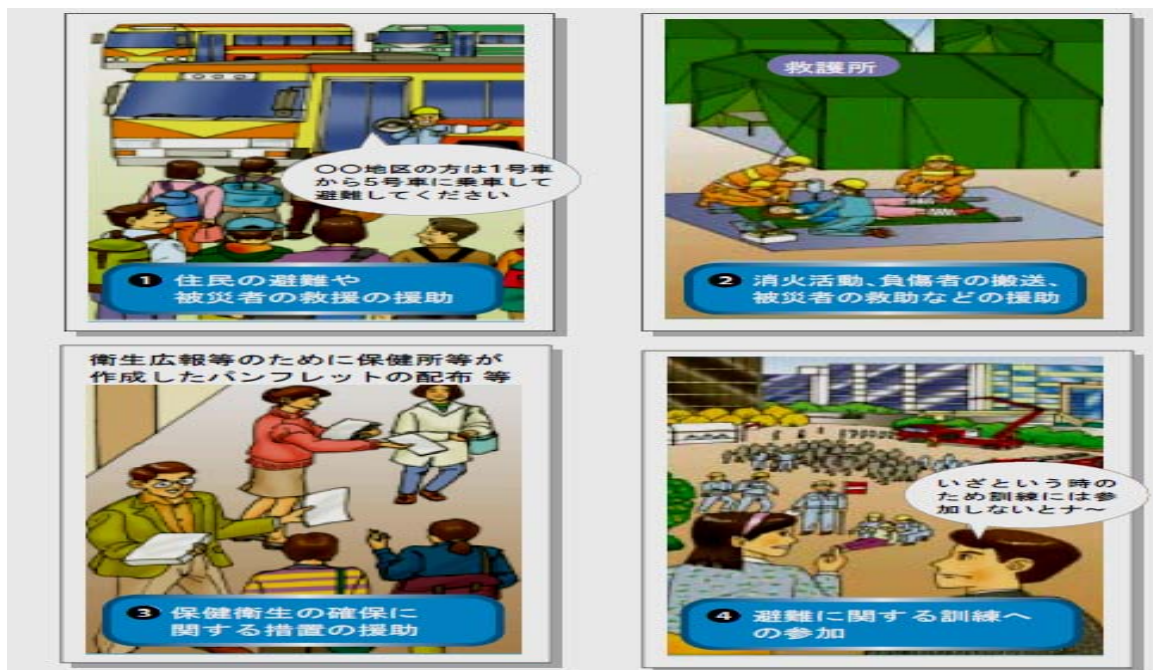
- ジュネーブ条約第一追加議定書に規定されている「文民保護組織」を
- 現在の地方公共団体指定行政機関、指定公共機関と見做し
- 特別な組織を創設することなく、国民の協力により補完する
- この為、自主防災組織やボランティアに期待するところ大

2 国民の協力

(1) 国民の自発的意思による広範積極的な協力が不可欠

(2) 国民に協力を期待できる分野

- 避難住民の誘導に必要な援助（法 70 条）
- 救援への協力（法 80 条）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（法 115 条）
- 保健衛生の確保への協力（法 123 条）
（健康診断の受診、感染症の動向調査への協力、水道の検査への協力、防疫活動等）
- 住民の避難に関する訓練への参加（法 42 条）



3 協力要請あたり留意すべき事項

- (1) 安全の確保に十分配慮すること
- (2) 要請に基づく協力により死亡・負傷した場合、損害を補償
- (3) 自主防災組織やボランティアの国民保護のための活動に対する必要な支援